

条 例 議 案 の 概 要

—令和 7 年 9 月定例会—

目 次

議案第 79 号	盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例について・・・・・・・・・・	1
議案第 80 号	盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	3
議案第 81 号	盛岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について・・・・・・	5
議案第 82 号	盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	10
議案第 83 号	盛岡市収入証紙条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・	13
議案第 84 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	14
議案第 85 号	盛岡市景観条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	20
議案第 86 号	盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	24
議案第 87 号	盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	29
議案第 88 号	盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	33

議案第 79 号

盛岡市客引き行為等の禁止に関する条例について

1 制定の趣旨

客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が公共の場所を安全にかつ安心して通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現に資そうとするものである。

2 条例の主な内容

(1) 市の責務

市は、客引き行為等の禁止に関する市民等及び事業者等の意識の啓発その他の必要な施策を推進する責務を有する。

(2) 市民等及び事業者等の責務

市民等及び事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 禁止区域の指定等

市長は、市民等が公共の場所を安全にかつ安心して通行し、又は利用することができる環境を形成するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

(4) 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(5) 禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において客引き行為を行った者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならない。

(6) 指導

市長は、(4) 又は(5) に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認めた者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができる。

(7) 勧告

市長は、(6) の指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(8) 命令

市長は、(7) の勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(9) 公表

市長は、(8) の命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

ア 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 公表の原因となる事実

ウ イの事実に係る店舗等の名称及び所在地

(10) 罰則

(8) の命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

3 施行期日

公布の日。ただし、(4) から(10)までの規定は、令和 7 年12月 1 日。

議案第 80 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするものである。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ビラの作成における公費負担の限度額（第6条）

選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を次のように改正する。

区 分	改正案	現 行
選挙運動用ビラの作成費（1枚当たり）	8.38円	7.73円

(2) 選挙運動用ポスターの作成における公費負担の限度額（第9条）

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のように改正する。

区 分	改正案	現 行
選挙運動用ポスターの作成費（1枚当たり）	$30.73円 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 609,690円$ ポスター 掲示場数	$28.35円 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円$ ポスター 掲示場数

3 施行期日

公布の日

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 平成 6 年 9 月 30 日条例第 31 号 改正 略 令和 7 年 月 日条例第 号 盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 第 1 条から第 5 条まで 略 (選挙運動用ビラの作成の公営) 第 6 条 候補者は、8 円 38 銭に法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。 第 7 条 略 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払) 第 8 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 8 円 38 銭を超えるときは、8 円 38 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公営) 第 9 条 候補者は、30 円 73 銭に法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の掲示場の数から 500 を控除して得た数を乗じて得た金額に 60 万 9,690 円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。 第 10 条から第 12 条まで 略 附 則 略 附 則（令和 7 年条例第 号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員及び市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。	○盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 平成 6 年 9 月 30 日条例第 31 号 改正 略 盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 第 1 条から第 5 条まで 略 (選挙運動用ビラの作成の公営) 第 6 条 候補者は、7 円 73 銭に法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。 第 7 条 略 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払) 第 8 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 7 円 73 銭を超えるときは、7 円 73 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公営) 第 9 条 候補者は、28 円 35 銭に法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の掲示場の数から 500 を控除して得た数を乗じて得た金額に 58 万 6,905 円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。 第 10 条から第 12 条まで 略 附 則 略

議案第 81 号

盛岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

部分休業の多様化に係る関係規定の整備として、次の事項について関係条例を改正するものとする。

- (1) 部分休業制度（＊）について、勤務時間の始め又は終わりに引き続く時間としていた取扱いを撤廃し、1日につき2時間の範囲内で取得できるよう改正する（第1号部分休業）。

＊:対象者 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

- (2) (1)に加えて、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるように定める（第2号部分休業）。

【非常勤職員以外の職員】77時間30分（10日間）

【非常勤職員】当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

- (3) 任命権者は、職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては1時間を単位として承認する。
- (4) 部分休業の請求を申し出る単位期間（1年の期間）について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- (5) 職員が選択した部分休業の区分（第1号部分休業又は第2号部分休業）を変更することができる特別の事情を定める。
- (6) 部分休業の取消事由を変更する。

3 施行期日

令和7年10月1日

【第1条】盛岡市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月24日条例第76号	○盛岡市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月24日条例第76号
改正 略	改正 略
令和7年 月 日条例第 号	
盛岡市職員の育児休業等に関する条例	盛岡市職員の育児休業等に関する条例
第1条から第18条まで 略	第1条から第18条まで 略
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員	(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
(2) 勤務日の日数 を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。次条において同じ。）	(2) 勤務日の日数 及び勤務日ごとの勤務時間 を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) を除く。) 。
(第1号部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、	第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承認は、正
	規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始
	め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第15条第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第15条第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する 部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。	3 非常勤職員に対する 部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。
(第2号部分休業の承認)	
第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。	
(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数	
(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数	
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)	
第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	
(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)	
第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。	
(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分	
(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間	
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)	
第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定に基づく変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認	

改正後	改正前
める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が第1号部分休業又は第2号部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定に基づく変更をしたときとする。 第23条から第25条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の盛岡市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。 第23条から第25条まで 略 附 則 略

【第2条第1号】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第16条まで 略 (給与の減額) 第17条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (1) 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。） (2) 高齢者部分休業（職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） (3) 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） (4) 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） 第18条から第21条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号抄） 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。	○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号 改正 略 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第16条まで 略 (給与の減額) 第17条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (1) 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） (2) 高齢者部分休業（職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） (3) 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） (4) 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） 第18条から第21条まで 略 附 則 略

【第2条第2号】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第22条まで 略 (給与の減額) 第23条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (1) 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。） (2) 高齢者部分休業（職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） (3) 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） (4) 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） 第24条から第27条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号抄） 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。	○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号 改正 略 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第22条まで 略 (給与の減額) 第23条 職員が勤務しないときは、職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (1) 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） (2) 高齢者部分休業（職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（盛岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。） (3) 介護休暇（職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） (4) 介護時間（職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） 第24条から第27条まで 略 附 則 略

議案第 82 号

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の例に準じ、妊娠又は出産等についての申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する措置等について定めようとするものである。

2 改正の内容

任命権者に対し、「妊娠又は出産等についての申し出をした職員」又は「3歳に満たない子を養育する職員」について、次に掲げる事項の実施を義務付けるため、新たに条例第17条に規定を設けるほか、これに伴う条項ずれの整理を行う。

- (1) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報を提供すること。
- (2) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認等を行うこと。
- (3) (1)及び(2)に併せて、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認等を行うこと。
- (4) (3)により意向を確認した事項への配慮を行うこと。

3 施行期日

令和7年10月1日

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 昭和34年12月24日条例第34号	○盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 昭和34年12月24日条例第34号
改正 略	改正 略
令和7年 月 日条例第 号	
盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例	盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
第1条から第13条まで 略	第1条から第13条まで 略
(介護休暇)	(介護休暇)
第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。	2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
3 介護休暇については、盛岡市職員給与支給条例第14条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。	3 介護休暇については、盛岡市職員給与支給条例第14条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
第15条及び第16条 略	第15条及び第16条 略
(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等)	
第17条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第76号）第23条第1項の規定による申出（第1号及び第3号において「申出」という。）をしたときは、当該職員に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	
(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための措置	
(3) 申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置	
2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対し、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	
(2) 育児期両立支援制度等の請求又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置	
(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置	
3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により職員の意向を確認したときは、当該意向に配慮しなければならない。	
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等)
第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	第17条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2 任命権者は、職員に対し、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	2 任命権者は、職員に対し、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)	(勤務環境の整備に関する措置)

改正後	改正前
第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) 第20条 非常勤職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、規則の定めるところによる。 (委任) 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和7年10月1日から施行する。	第18条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) 第19条 非常勤職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、規則の定めるところによる。 (委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略

議案第 83 号

盛岡市収入証紙条例を廃止する条例について

1 制定の趣旨

盛岡市収入証紙（以下「証紙」という。）を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

証紙の販売及び使用を令和8年3月31日をもって終了することとし、盛岡市収入証紙条例を廃止する。なお、未使用の証紙の返還手続き等を次のとおりとし、廃止する条例の附則で定める。

- (1) 購入後未使用となっている証紙を保有する者は、施行日から令和13年3月31日までの間、規則で定めるところにより、これを市に返還して現金の還付を受けることができる。
- (2) 証紙の売りさばき人として指定されている者が、施行日前に買い受けた証紙で売りさばいていないものを保有しているときは、規則で定めるところにより、施行日以後遅滞なく市に返還し、市は規則で定めるところにより、返還した者に現金を還付する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 84 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化による租税の徴収金に関する証明書及び固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書の様式の変更に伴う規定の整備をしようとするものである。

2 改正の背景

国は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体で進めていくため、自治体DX推進計画（令和2年12月総務省策定）を定め、各自治体のシステム標準化を実施する責務を定めた地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）を定めた。

これにより、各自治体は標準化対象業務について国が定める標準仕様に合わせることとなり、当市においても自治体DX推進計画の取組を推進するため、盛岡市行政DX推進計画を策定し、標準仕様書に準拠したシステムへ移行することとし、手数料条例で定めている証明書について整備しようとするものである。

3 改正の内容

(1) 法人市民税の納税証明書の交付対象年度の変更

「事業年度ごと1件」として交付することとし、当該規定を追加する。

(2) 固定資産評価公課証明書の証明項目数等の変更

ア 証明対象者の情報を「所有者」から「納税義務者」に変更する。

イ 証明書用紙1枚で証明できる項目数について「土地5筆まで、家屋3棟まで」の記載を削除する。

(3) 「市税の滞納がないことの証明書」の廃止

個人市民税など従来の証明項目に加え、国民健康保険税、督促手数料及び延滞金を含んだ「完納証明書」の交付が可能となるため、当該証明書（条例別表66の2の項）を削除する。

なお、「完納証明書」は新規のものとなるが、条例別表40の10の項を根拠とする納付に関する証明書となる。

4 施行期日

令和8年1月1日

【参考】

(1) 法人市民税の納税証明書の交付対象年度の変更について

現行<納税証明書>		盛税証第		号
納 税 証 明 書				
納 税 義 務 者	住所	岩手県盛岡市内丸1番●号		
	氏名	株式会社 ●●		
税目		課税額	納付済額	未納税額
令和 6年度 法人市民税		円	円	円
確定		7,457,300	7,457,300	
令和 6年度 法人市民税				
中間		1,038,600	1,038,600	
			以下余白	

現在は事業年度に関わらず、中間申告や確定申告のあった年度に合わせて「年度ごと1件」として納税証明書を交付しており、必要に応じて他の税目（市県民税等）の納税証明書と合わせて交付している。



【参考】標準仕様書【第5.0版】(案)の 帳票レイアウト<納税証明書>		盛税証第		号
納 税 証 明 書				
納税義務者住所(所在地)		岩手県盛岡市内丸1番●号		
納税義務者氏名(名称)		株式会社 ●●		
事業年度	令和5年6月1日～令和6年5月31日			
税目	納付すべき税額(円)	納付済額(円)	税額	
			納期未到来額(円)	滞納額(円)
法人市民税	8,892,200	8,892,200	0	0
(以下余白)				

変更後は、「事業年度ごと1件」として法人市民税のみ掲載した納税証明書を交付する。交付手数料は1件につき 400円（変更なし）。

(2) 固定資産評価公課証明書の証明項目数等の変更について

現行<公課証明書>

この書面中 { 削除 字 字 加入 訂正 字 字 }

固定資産評価証明書 盛税証第 号

住所 岩手県盛岡市▲▲▲一丁目2番3号

所有者 氏名又は名称 盛岡 太郎

所在地 (盛岡市)	登記 課税	課税面積	価格	固定資産税 (課税標準額)	都市計画税 (課税標準額)	摘要
▲▲▲一丁目54-3	宅地	148.76	4,419,659	3,093,761	43,312	土地5筆まで
□□町789	雑種地	45.00	1,202,040	841,428	11,779	
◇◇◇111-99	田	54.92	579,131	367,716	5,148	
○○○■555	畑	186.00	11,513	367,716	735	
▽▽◎◎23-45	山林	1,205.00	5,061	11,513	161	

所在地 (盛岡市)	家屋番号	種類	課税床面積	価格 (課税標準額)	固定資産税 (課税標準額)	都市計画税 (課税標準額)	摘要
□□町789	789	居宅	199.98	2,348,825	32,883	4,697	家屋3棟まで
◎◎四丁目654-32	654-32	店舗	366.10	4,508,460	63,118	9,016	
◎◎四丁目654-32		車庫兼物置	64.46	346,187	4,846	692	

上記のとおり令和●●年度固定資産課税台帳に登録された事項に相違ないことを証明します。



**【参考】標準仕様書【第5.0版】(案)の
帳票レイアウト<公課証明書>**

令和●●年度 固定資産(土地・家屋)公課証明書 ページ●● 令和●●年●●月●●日現在

住所又は所在地 岩手県 盛岡市 ▲▲▲一丁目2番3号

「所有者」から「納税義務者」に変更

納税義務者 氏名又は名称 盛岡 太郎

区分	所在地	評価額(円)	固定資産税標準額(円)	都市計画税標準額(円)	課税標準額(円)	登記	地目又は種類・用途	課税面積(㎡)	価格(円)
土地	▲▲▲一丁目54-3	4,419,659	3,093,761	43,312	3,093,761	登記	宅地	148.76	4,419,659
	3,093,761		6,187	3,093,761	状況	宅地	148.76		
土地	□□町789	1,202,040	841,428	11,779	841,428	登記	雑種地	45.00	1,202,040
	841,428		1,682	841,428	状況	宅地	45.00		
土地	◇◇◇111-99	579,131	367,716	5,148	367,716	登記	田	54.92	579,131
	367,716		735	367,716	状況	雑種地	54.92		
家屋	□□町789	2,348,825	2,348,825	32,883	2,348,825	登記	居宅	199.98	2,348,825
	2,348,825		4,697	2,348,825	状況	本道 頁(セブシ) 2階建	199.98		
家屋	◎◎四丁目654-32	4,508,460	4,508,460	63,118	4,508,460	登記	店舗	366.10	4,508,460
	4,508,460		9,016	4,508,460	状況	車庫兼物置	64.46		

土地と家屋の区分なく、証明書1枚あたり合計5件までの項目記載となる。

上記のとおり相違ないことを証明します。 盛税証第 号

変更後の交付手数料は、証明書用紙1枚につき 400 円(変更なし)。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○盛岡市手数料条例				○盛岡市手数料条例			
平成12年 3 月 30 日 条例第29号				平成12年 3 月 30 日 条例第29号			
改正 略				改正 略			
盛岡市手数料条例				盛岡市手数料条例			
盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。				盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。			
第1条 略				第1条 略			
（手数料の徴収等）				（手数料の徴収等）			
第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。				第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。			
2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。				2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。			
第3条から第9条まで 略				第3条から第9条まで 略			
附 則 略				附 則 略			
附 則（令和7年条例第 号）							
この条例は、令和8年1月1日から施行する。							
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
手数料を徴収する事務	名称	金額		手数料を徴収する事務	名称	金額	
1 から40の9まで 略				1 から40の9まで 略			
40の10 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	租税の徴収金に関する証明書交付手数料	1 件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であって納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度（法人市民税に係るものにあつては、1事業年度）を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録さ		40の10 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）	租税の徴収金に関する証明書交付手数料	1 件（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項に係る証明書の交付であって納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度 を1件）につき400円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録さ	

改正後				改正前			
			れているものに限る。以下同じ。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置(以下「多機能端末機」という。)に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあつては、300円)				れているものに限る。以下同じ。)を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置(以下「多機能端末機」という。)に必要な事項を入力することにより交付を受ける場合にあつては、300円)
40の11	略			40の11	略		
40の12	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	年度及び納税義務者ごと(共有の固定資産があるとき又は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。)に、用紙1枚()につき400円	40の12	地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	固定資産課税台帳記載事項証明書交付手数料	年度及び所有者ごと(共有の固定資産があるとき又は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。)に、用紙1枚(土地については5筆まで、家屋については3棟まで)につき400円
41から66まで	略			41から66まで	略		
66の2	固定資産課税台帳に登録された事項がないことの証明	400円		66の2	市税(県民税及び森林環境税を含み、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び国民健康保険税を除く。)の滞納がないことの証明	市税の滞納がないことの証明手数料	400円
66の3	国民健康保険の加入期間に関する証明	450円		66の3	国民健康保険の加入期間に関する証明	450円	
66の4	国民健康保険に係る医療費の総額及び自己負担額の総額(医療費の総額から国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第1項の規定による給付に係る額を控除した額をいう。)に相当する額に関する証明	450円		66の4	国民健康保険に係る医療費の総額及び自己負担額の総額(医療費の総額から国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第1項の規定による給付に係る額を控除した額をいう。)に相当する額に関する証明	450円	
66の5	市営住宅又はコミュニティ住宅に入居していることの証明	450円		66の5	市営住宅又はコミュニティ住宅に入居していることの証明	450円	
66の6	自動車の保管場所として市営住宅又はコミュニティ住宅の駐車場の利用の決定を受けていることの証明	450円		66の6	自動車の保管場所として市営住宅又はコミュニティ住宅の駐車場の利用の決定を受けていることの証明	450円	
66の7	建築基準法第6条第4項若しくは第18条第3項	450円		66の7	建築基準法第6条第4項若しくは第18条第3項	450円	

改正後				改正前			
	(これらの規定を同法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付又は同法第7条第5項若しくは第18条第22項(これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付に関する証明				(これらの規定を同法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付又は同法第7条第5項若しくは第18条第22項(これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付に関する証明		
	67から74まで 略				67から74まで 略		

議案第 85 号

盛岡市景観条例の一部を改正する条例について

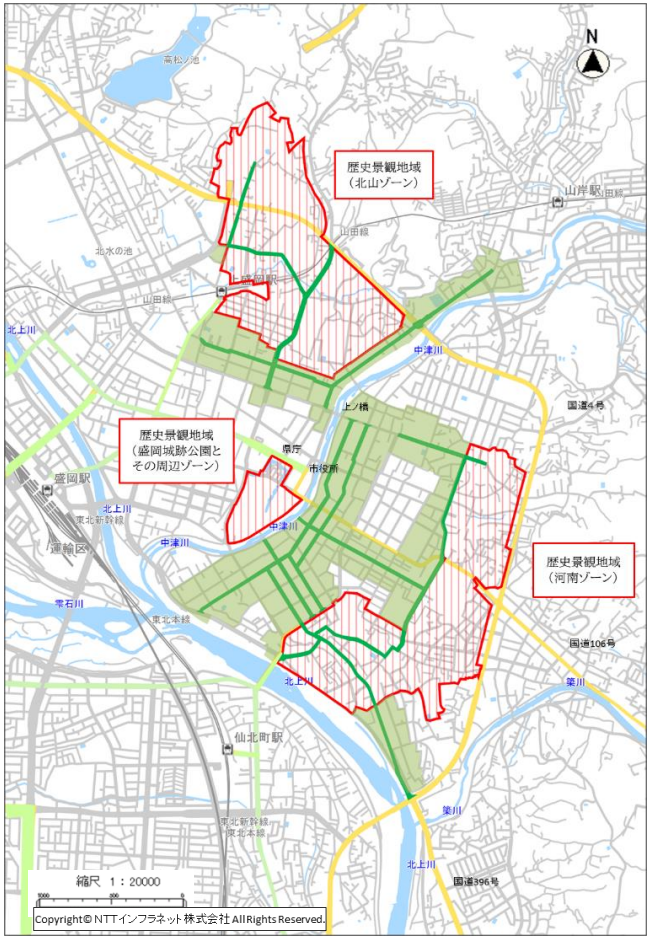
1 改正の趣旨

歴史的景観要配慮区域において景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定による届出を要する行為のうち特定中高層建築物の新築等をしようとする者に事前協議の実施を義務付けるほか、盛岡市景観審議会に部会を置くことができることとしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 事前協議

歴史的景観要配慮区域（下図のとおり。）において、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出を要する行為のうち次に掲げるもの（以下「協議対象行為」という。）をしようとする者（以下「協議対象行為予定者」という。）は、当該届出を行う前に、当該協議対象行為について、あらかじめ、市長に協議しなければならないものとする。



凡例		
事前協議対象区域	名称	記号
歴史景観地域	盛岡城跡公園とその周辺ゾーン	
	北山ゾーン	
	河南ゾーン	
歴史的な街路に沿う街区 ※歴史的な街路から100mを基本とした街区	—	
名称		記号
国道		
主要な地方道路		
歴史的な街路		

図 歴史的景観要配慮区域

ア 特定中高層建築物の新築

イ 建築物の増築又は改築であって、当該増築又は改築により特定中高層建築物に該当することとなるもの

ウ 特定中高層建築物の増築又は改築であって、当該増築又は改築に係る部分の床面積が当該特定中高層建築物の増築前又は改築前の延べ面積の2分の1を超えるもの

エ 特定中高層建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が当該特定中高層建築物の外観のいずれかの立面で当該立面の面積の2分の1を超えるもの

(2) 措置の要請

事前協議を行う場合において、(1) のア～エまでに掲げる行為が景観計画に定める基準に適合しないと認めたときは、協議対象行為予定者に対し、必要な措置をとることを要請することができることとする。

(3) 事前協議の終了等

ア 事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(イ) 事前協議が調ったとき。

(ロ) 事前協議が調わない場合であって、協議対象行為予定者が市長に当該事前協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めたとき。

イ 事前協議が終了したときは、協議対象行為予定者に対し、当該事前協議の結果を通知する。

ウ 事前協議が終了したときは、その内容を公表する。

(4) 勧告及び公表

ア 協議対象行為予定者が事前協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて事前協議をしたときは、当該協議対象行為予定者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

イ 勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(5) 部会

ア 審議会に部会を置くことができる。

イ 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

ウ 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

3 施行期日

令和8年4月1日

盛岡市景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市景観条例 平成21年 3 月 27 日 条例第13号 改正 略 令和 7 年 月 日 条例第 号 盛岡市景観条例 第 1 条から第 6 条まで 略 (事前協議) 第 6 条の 2 歴史的な景観に配慮した景観の誘導を図る必要がある区域として前条第 1 項の景観計画に定める区域（以下「歴史的景観要配慮区域」という。）において法第16条第 1 項の規定による届出を要する行為のうち次に掲げるもの（以下「協議対象行為」という。）をしようとする者（以下「協議対象行為予定者」という。）は、当該届出を行う前に、当該協議対象行為について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 (1) 地階を除く階数が 5 以上であり、又は高さ（規則で定める工作物が建築物と一体となって築造される場合においては、当該工作物の高さを含む。）が15メートル若しくは延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物（以下「特定中高層建築物」という。）の新築 (2) 建築物の増築又は改築であつて、当該増築又は改築により特定中高層建築物に該当することとなるもの (3) 特定中高層建築物の増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分の床面積が当該特定中高層建築物の増築前又は改築前の延べ面積の 2 分の 1 を超えるもの (4) 特定中高層建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が当該特定中高層建築物の外観のいずれかの立面で当該立面の面積の 2 分の 1 を超えるもの 2 市長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を受けたときは、盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。 (措置の要請) 第 6 条の 3 市長は、事前協議を受けた場合において、当該事前協議に係る歴史的景観要配慮区域における協議対象行為が第 6 条第 1 項の景観計画に定める基準に適合しないと認めたときは、規則で定めるところにより、協議対象行為予定者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。 (事前協議の終了等) 第 6 条の 4 事前協議は、次の各号のいずれかに該当したときに、終了するものとする。 (1) 事前協議が調ったとき。 (2) 事前協議が調わない場合であつて、協議対象行為予定者が市長に当該事前協議の終了を申し出て、これに相当の理由があると市長が認めたとき。 2 市長は、事前協議が終了したときは、規則で定めるところにより、協議対象行為予定者に対し、当該事前協議の結果を通知するものとする。 3 市長は、事前協議が終了したときは、その内容を公表するものとする。 (変更の協議) 第 6 条の 5 協議対象行為予定者は、前条第 1 項の規定により事前協議が終了した後、当該事前協議により調った事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 第 6 条の 2 第 2 項、第 6 条の 3 及び前条の規定は、前項の規定による変更の協議について準用する。この場合において、第 6 条の 3 中「当該事前協議に係る歴史的景観要配慮区域における協議対象行為」とあるのは、「事前協議により調った事項に係る変更の内容」と読み替えるものとする。 (勧告及び公表) 第 6 条の 6 市長は、協議対象行為予定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該協議対象行為予定者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。 (1) 事前協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて事前協議をしたとき。 (2) 前条第 1 項の規定による変更の協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて当該協議をしたとき。 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わなかった	○盛岡市景観条例 平成21年 3 月 27 日 条例第13号 改正 略 盛岡市景観条例 第 1 条から第 6 条まで 略

改正後	改正前
ときは、その旨を公表することができる。 3 市長は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 第7条から第18条まで 略 第19条 前条の規定による形態意匠及び高さの制限を受ける工作物（以下「要認定工作物」という。）の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた要認定工作物の計画を変更して建設等をしようする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて同条の規定に適合すると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合しないと認めたとき又は当該申請書の記載によっては同条の規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の要認定工作物の建設等の工事（景観法施行令（平成16年政令第398号）第12条に規定する工事を除く。第22条第4項及び第36条第1項第2号において同じ。）は、することができない。 第20条から第29条まで 略 第30条 審議会に部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。 4 部会長は、部会の事務を掌理する。 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第2項中「半数以上」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。 第31条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 第32条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。 第33条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。 第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 （委任） 第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 （罰則） 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 （1） 第19条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請をした者 （2） 第19条第4項の規定に違反して、要認定工作物の建設等の工事をした者 （3） 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1） 第23条第1項の規定に違反して、認定があった旨の表示をしなかった者 （2） 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （3） 第25条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市景観条例第6条の2から第6条の6までの規定は、令和8年7月30日以後に同条例第6条の2第1項に規定する歴史的景観要配慮区域において同項に規定する協議対象行為に着手する場合について適用する。 別表第1から別表第3まで 略	第7条から第18条まで 略 第19条 前条の規定による形態意匠及び高さの制限を受ける工作物（以下「要認定工作物」という。）の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた要認定工作物の計画を変更して建設等をしようする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて同条の規定に適合すると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合しないと認めたとき又は当該申請書の記載によっては同条の規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の要認定工作物の建設等の工事（景観法施行令（平成16年政令第398号）第12条に規定する工事を除く。第22条第4項及び第33条第1項第2号において同じ。）は、することができない。 第20条から第29条まで 略 第30条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。 第31条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 （委任） 第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 （罰則） 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 （1） 第19条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請をした者 （2） 第19条第4項の規定に違反して、要認定工作物の建設等の工事をした者 （3） 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1） 第23条第1項の規定に違反して、認定があった旨の表示をしなかった者 （2） 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （3） 第25条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 附 則 略 別表第1から別表第3まで 略

議案第 86 号

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

次に掲げる条例の督促手数料の額を改定しようとするものである。

- (1) 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程（平成 5 年条例第 21 号）
- (2) 盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程（平成 11 年条例第 39 号）
- (3) 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程（平成 14 年条例第 13 号）

2 改正の内容

督促手数料について、「50 円」であったものを「110 円」に改める。清算金徴収事務開始※に伴い、清算金の督促手数料について、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を踏まえ、かつ、土地区画整理法第 110 条第 4 項の規定に基づき、現行の定形郵便物の料金（110 円）を反映した金額へ改正するものである。

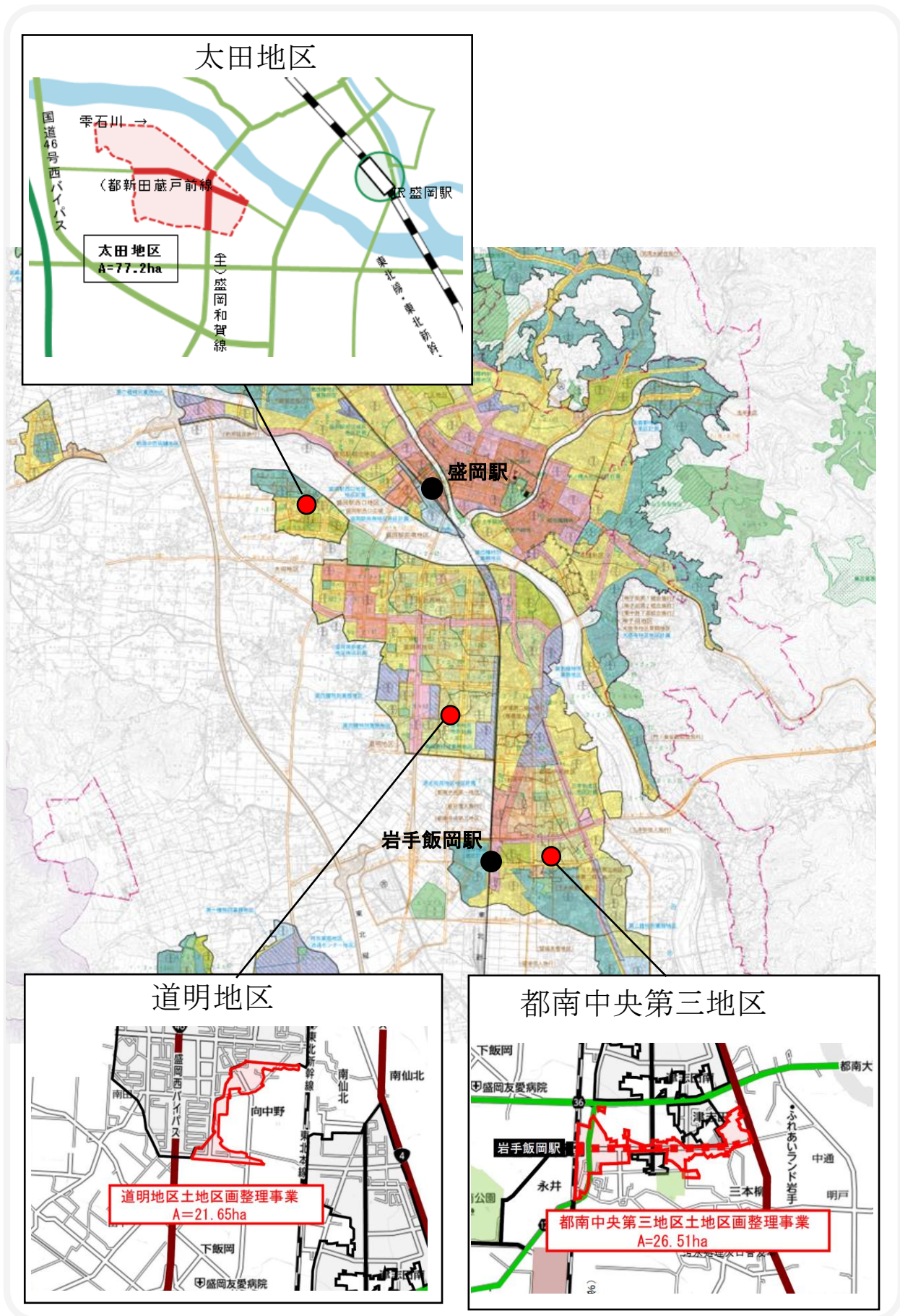
補足：土地区画整理事業の概要

事業名	施行期間 (清算期間 5 年含む)	換地処分時期	清算金徴収事務 開始時期※
太田地区	平成 5 年度～令和 14 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
都南中央第三地区	平成 12 年度～令和 13 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
道明地区	平成 15 年度～令和 12 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

3 施行期日

公布の日

4 土地区画整理事業の位置図



【第1号】盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 平成5年6月28日条例第21号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 目次及び第1条から第22条まで 略 (督促手数料及び延滞金) 第23条 市長は、法第110条第3項の規定により徴収すべき清算金について督促状を発したときは、督促状1通について督促手数料110円を徴収する。 2 市長は、法第110条第3項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該清算金の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。この場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 市長は、督促手数料又は延滞金の徴収に関しやむを得ない理由があると認めるときは、当該督促手数料又は延滞金を減免することができる。 第24条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 平成5年6月28日条例第21号 改正 略 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 目次及び第1条から第22条まで 略 (督促手数料及び延滞金) 第23条 市長は、法第110条第3項の規定により徴収すべき清算金について督促状を発したときは、督促状1通について督促手数料50円を徴収する。 2 市長は、法第110条第3項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該清算金の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。この場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 市長は、督促手数料又は延滞金の徴収に関しやむを得ない理由があると認めるときは、当該督促手数料又は延滞金を減免することができる。 第24条から第26条まで 略 附 則 略

【第2号】盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 平成11年9月30日条例第39号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 目次及び第1条から第22条まで 略 (督促手数料及び延滞金) 第23条 市長は、法第110条第3項の規定により徴収すべき清算金について督促状を發したときは、督促状1通について督促手数料110円を徴収する。 2 市長は、法第110条第3項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該清算金の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。この場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 市長は、督促手数料又は延滞金の徴収に関しやむを得ない理由があると認めるときは、当該督促手数料又は延滞金を減免することができる。 第24条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 平成11年9月30日条例第39号 改正 略 盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 目次及び第1条から第22条まで 略 (督促手数料及び延滞金) 第23条 市長は、法第110条第3項の規定により徴収すべき清算金について督促状を發したときは、督促状1通について督促手数料50円を徴収する。 2 市長は、法第110条第3項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該清算金の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。この場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 市長は、督促手数料又は延滞金の徴収に関しやむを得ない理由があると認めるときは、当該督促手数料又は延滞金を減免することができる。 第24条から第26条まで 略 附 則 略

【第3号】盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 目次及び第1条から第22条まで 略 (督促手数料及び延滞金) 第23条 市長は、法第110条第3項の規定により徴収すべき清算金について督促状を発したときは、督促状1通について督促手数料110円を徴収する。 2 市長は、法第110条第3項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該清算金の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。この場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 市長は、督促手数料又は延滞金の徴収に関しやむを得ない理由があると認めるときは、当該督促手数料又は延滞金を減免することができる。 第24条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 平成14年3月29日条例第13号 改正 略 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 目次及び第1条から第22条まで 略 (督促手数料及び延滞金) 第23条 市長は、法第110条第3項の規定により徴収すべき清算金について督促状を発したときは、督促状1通について督促手数料50円を徴収する。 2 市長は、法第110条第3項の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに納付すべき清算金を納付しないときは、当該清算金の額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。この場合において、延滞金の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 3 市長は、督促手数料又は延滞金の徴収に関しやむを得ない理由があると認めるときは、当該督促手数料又は延滞金を減免することができる。 第24条から第26条まで 略 附 則 略

議案第 87 号

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中高層建築物等に盛岡市景観条例（平成21年条例第13号）の規定による事前協議を要する行為に係る建築物を加えるとともに、当該建築物の建築計画の周知の手続を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 中高層条例で規定している中高層建築物等に、盛岡市景観条例で規定する事前協議が必要となる建築物（以下「特定中高層建築物」という。）を加える。

(2) 特定中高層建築物の建築計画の概要を記載した標識の設置期間について次のように定める。

建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を提出し、又は同法第6条の2第1項に規定する確認を求めようとする日の少なくとも60日前（同法第6条第1項に規定する確認を要しない当該中高層建築物等にあつては、工事の施工をしようとする日の少なくとも120日前）から同法第7条第1項の規定による申請をし、又は同法第7条の2第1項に規定する検査を求め日（同法7条第1項の規定による申請を要しない当該中高層建築物等にあつては、当該工事が完了する日）まで

(3) 近隣住民に対する特定中高層建築物の建築計画の周知の方法については、説明会に限るものとする。

(4) 市長は、建築主等から、近隣住民等への建築計画の説明会等を行った旨の報告を受けたときは、当該建築主等に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

(5) 建築主等は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第6条の2第1項に規定する確認の求めを行うときは、(4)の書面を建築主事又は指定確認検査機関に提示しなければならないものとする。

3 施行期日

令和8年4月1日

改正後	改正前
○盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 平成14年12月26日条例第39号	○盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 平成14年12月26日条例第39号
改正 略	改正 略
令和7年 月 日条例第 号	
盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 目次及び第1条 略 (定義)	盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例 目次及び第1条 略 (定義)
第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるところによる。	第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定めるところによる。
2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 中高層建築物等 次に掲げる建築物等をいう。	(1) 中高層建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
ア 屋上突出物(避雷針を除く。)を含めた高さが10メートルを超える建築物	ア 屋上突出物(避雷針を除く。)を含めた高さが10メートルを超える建築物
イ 住戸の数が10以上の共同住宅、寄宿舎、下宿及び長屋	イ 住戸の数が10以上の共同住宅、寄宿舎、下宿及び長屋
ウ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの及びカラオケボックスその他これに類するもので、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	ウ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの及びカラオケボックスその他これに類するもので、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
エ 葬祭場(業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。)	エ 葬祭場(業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。)
オ 携帯電話の電波塔でアンテナを含めた高さが15メートルを超えるもの又は携帯電話の電波塔が附属している建築物で規則で定めるもの	オ 携帯電話の電波塔でアンテナを含めた高さが15メートルを超えるもの又は携帯電話の電波塔が附属している建築物で規則で定めるもの
カ 盛岡市景観条例(平成21年条例第13号)第6条の2第1項の規定による協議を要する行為に係る建築物	
(2) 建築等 建築又は建築物の用途を変更すること(前号カに該当する中高層建築物等にあつては、盛岡市景観条例第6条の2第1項に規定する歴史的景観要配慮区域において同項に規定する協議対象行為をすること)をいう。	(2) 建築主等 中高層建築物等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者並びに中高層建築物等の建築等に係る工事監理者、設計者及び工事施工者をいう。
(3) 建築主等 中高層建築物等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者並びに中高層建築物等の建築等に係る工事監理者、設計者及び工事施工者をいう。	(3) 紛争 中高層建築物等の建築等により生ずる日照、通風及び採光の障害、風害、電波障害、工事中の騒音、振動等その他の周辺の住環境に及ぼす影響に関する近隣住民と建築主等との間の紛争をいう。
(4) 紛争 中高層建築物等の建築等により生ずる日照、通風及び採光の障害、風害、電波障害、工事中の騒音、振動等その他の周辺の住環境に及ぼす影響に関する近隣住民と建築主等との間の紛争をいう。	(4) 近隣住民 中高層建築物等の敷地の境界線から当該中高層建築物等の高さの2倍の水平距離の範囲内(第1号オに該当する中高層建築物等にあつては、規則で定める範囲内)にある土地又は建築物(建築物の敷地の一部が当該範囲内に含まれる場合にあつては、当該建築物を含む。)の所有者及び占有者をいう。
(5) 近隣住民 中高層建築物等の敷地の境界線から当該中高層建築物等の高さの2倍の水平距離の範囲内(第1号オに該当する中高層建築物等にあつては、規則で定める範囲内)にある土地又は建築物(建築物の敷地の一部が当該範囲内に含まれる場合にあつては、当該建築物を含む。)の所有者及び占有者をいう。	(5) 周辺住民 近隣住民以外の者で中高層建築物等の建築等による電波障害、工事中の騒音、地下水の枯渇、ごみの堆積、通学路の安全の低下等の影響を受けると認められるものをいう。
(6) 周辺住民 近隣住民以外の者で中高層建築物等の建築等による電波障害、工事中の騒音、地下水の枯渇、ごみの堆積、通学路の安全の低下等の影響を受けると認められるものをいう。	
第3条から第9条まで 略 (標識の設置等)	第3条から第9条まで 略 (標識の設置等)
第10条 建築主等は、中高層建築物等の建築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該中高層建築物等の敷地の見やすい場所に建築計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。	第10条 建築主等は、中高層建築物等の建築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該中高層建築物等の敷地の見やすい場所に建築計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。
2 前項の標識を設置する期間は、次の各号に掲げる中高層建築物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。	2 前項の標識を設置する期間は、法第6条第1項(法第87条第1項及び第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する確認の申請書を提出し、又は法第6条の2第1項(法第87条第1項及び第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する確認を求めようとする日(法第6条第1項に規定する確認を要しない中高層建築物等にあつては、建築等の工事の施工をしようとする日)の少なくとも30日前から法第7条第1項(法第87条第1項及び第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申請をし、又は法第7条の2第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する検査を求めようとする日(法第7条第1項の規定による申請を要しない中高層建築物等にあつては、当該中高層建築物等の建築等の工事が完了する日)までとする。
(1) 第2条第2項第1号アからオまでのいずれかに該当する中高層建築物等(次号に該当するものを除く。) 法第6条第1項(法第87条第1	

改正後	改正前
項又は第88条第1項において準用する場合を含む。次号を除き、以下同じ。）に規定する確認の申請書を提出し、又は法第6条の2第1項（法第87条第1項又は第88条第1項において準用する場合を含む。次号を除き、以下同じ。）に規定する確認を求めようとする日（法第6条第1項に規定する確認を要しない当該中高層建築物等にあつては、建築等の工事の施工をしようとする日）の少なくとも30日前から法第7条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請をし、又は法第7条の2第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する検査を求め日（法第7条第1項の規定による申請を要しない当該中高層建築物等にあつては、当該工事が完了する日）まで （2）第2条第2項第1号カに該当する中高層建築物等 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する確認の申請書を提出し、又は法第6条の2第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を求めようとする日の少なくとも60日前（法第6条第1項に規定する確認を要しない当該中高層建築物等にあつては、建築等の工事の施工をしようとする日の少なくとも120日前）から法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請をし、又は法第7条の2第1項に規定する検査を求め日（法第7条第1項の規定による申請を要しない当該中高層建築物等にあつては、当該工事が完了する日）まで 3 建築主等は、第1項の規定により標識を設置したときは、7日以内に市長にその旨を届け出なければならない。 4 建築主等は、第1項の規定により設置している標識の内容に変更があったときは、速やかに当該標識の記載内容を訂正し、その旨を市長に届け出なければならない。 （説明会の開催等） 第11条 建築主等は、中高層建築物等の建築等をしようとするときは、前条第1項の標識を設置した後、次に掲げる事項について、速やかに説明会等（第2条第2項第1号カに該当する中高層建築物等にあつては、説明会に限る。）の方法により近隣住民に周知しなければならない。 （1） 中高層建築物等の敷地の形態及び規模 （2） 中高層建築物等の構造、規模及び用途 （3） 中高層建築物等の敷地内における位置及び周辺の建築物の位置 （4） 中高層建築物等の工事期間、工法及び周辺への安全対策の概要 （5） その他良好な近隣関係の形成のために配慮すべき内容で規則で定めるもの 2 建築主等は、中高層建築物等の建築等をしようとする場合において、近隣住民又は周辺住民から当該中高層建築物等に係る計画の内容について説明を求められたときは、前項各号に掲げる事項について、説明会等の方法により説明しなければならない。 3 建築主等は、前2項の規定により説明会等を行った後、当該中高層建築物等の建築計画を工事の完了前に変更しようとするときは、あらかじめ、当該説明会等を行った近隣住民及び周辺住民に対し建築計画の変更の概要について説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。 （報告等） 第12条 建築主等は、前条の規定により説明会等を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該建築主等に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。 3 建築主等は、法第6条第1項に規定する確認の申請又は法第6条の2第1項に規定する確認の求めを行うときは、前項の書面を建築主事又は指定確認検査機関に提示しなければならない。 4 市長は、第10条第1項の規定による標識の設置後又は第1項の報告を受けた後において必要があると認めたときは、建築主等に対して近隣住民への周知の状況に関する書類の提出を求めることができる。 第13条から第33条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3章の規定は、次表の左欄に掲げ	3 建築主等は、第1項の規定により標識を設置したときは、7日以内に市長にその旨を届け出なければならない。 4 建築主等は、第1項の規定により設置している標識の内容に変更があったときは、速やかに当該標識の記載内容を訂正し、その旨を市長に届け出なければならない。 （説明会の開催等） 第11条 建築主等は、中高層建築物等の建築等をしようとするときは、前条第1項の標識を設置した後、次に掲げる事項について、速やかに説明会等 の方法により近隣住民に周知しなければならない。 （1） 中高層建築物等の敷地の形態及び規模 （2） 中高層建築物等の構造、規模及び用途 （3） 中高層建築物等の敷地内における位置及び周辺の建築物の位置 （4） 中高層建築物等の工事期間、工法及び周辺への安全対策の概要 （5） その他良好な近隣関係の形成のために配慮すべき内容で規則で定めるもの 2 建築主等は、中高層建築物等の建築等をしようとする場合において、近隣住民又は周辺住民から当該中高層建築物等に係る計画の内容について説明を求められたときは、前項各号に掲げる事項について、説明会等の方法により説明しなければならない。 3 建築主等は、前2項の規定により説明会等を行った後、当該中高層建築物等の建築計画を工事の完了前に変更しようとするときは、あらかじめ、当該説明会等を行った近隣住民及び周辺住民に対し建築計画の変更の概要について説明しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。 （報告） 第12条 建築主等は、前条の規定により説明会等を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。 2 市長は、第10条第1項の規定による標識の設置後又は前 項の報告を受けた後において必要があると認めたときは、建築主等に対して近隣住民への周知の状況に関する書類の提出を求めることができる。 第13条から第33条まで 略 附 則 略

改正後			改正前
る中高層建築物等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する中高層建築物等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる日以後に同表の当該右欄に掲げる行為をする場合について適用する。			
改正後の条例第10条第2項第2号に掲げる中高層建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認を要するもの	令和8年6月1日	建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第6条の2第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の求め	
改正後の条例第10条第2項第2号に掲げる中高層建築物のうち建築基準法第6条第1項に規定する確認を要しないもの	令和8年7月30日	建築等（改正後の条例第2条第2項第2号に規定する建築等をいう。以下同じ。）の工事の施工	
3 前項の場合において、この条例の施行の日前に当該中高層建築物等の建築等に係る改正後の条例附則第3項各号に掲げる行為に相当する行為がされたときは、当該相当する行為は、当該各号に掲げる行為とみなす。			

議案第 88 号

盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設及び盛岡市岩洞飲料水供給施設を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設及び盛岡市岩洞飲料水供給施設を削除する。

3 施行期日

公布の日

4 その他

盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設及び盛岡市岩洞飲料水供給施設について、井戸等整備支援事業により、施設使用者の井戸整備が完了したことから、当該施設を廃止しようとするものである。

盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																						
○盛岡市飲料水供給施設条例 昭和40年12月23日条例第54号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市飲料水供給施設条例 第1条及び第2条 略 (設置) 第3条 飲料水供給施設を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>給水区域</th></tr> <tr> <td>盛岡市川目飲料水供給施設</td><td>盛岡市川目第5地割の一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市葛巻飲料水供給施設</td><td>盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市大沼飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字日向の一部</td></tr> </table> 第4条から第6条まで 略 (使用料の額) 第7条 盛岡市川目飲料水供給施設の使用料の額は、第1号の基本額に第2号の加算額を加えた額とする。 (1) 基本額 1世帯1月につき 1,200円 (2) 加算額 1世帯1人1月につき 500円 2 盛岡市葛巻飲料水供給施設 及び盛岡市大沼飲料水供給施設 (以下「葛巻飲料水供給施設等」という。)の使用料の額は、前項の額の範囲内で管理の経費の実態を勘案して市長が定める額とする。 3 前項の規定にかかわらず、個別に給水量を計量するメーターが設置されている葛巻飲料水供給施設等に係る同項の規定の適用については、同項中「前項の額」とあるのは、「旧玉山村水道事業給水条例(平成9年玉山村条例第12号)第24条及び別表第1の規定の例による額」とする。 第8条から第27条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	名称	給水区域	盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部	盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部	盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市薮川字日向の一部	○盛岡市飲料水供給施設条例 昭和40年12月23日条例第54号 改正 略 盛岡市飲料水供給施設条例 第1条及び第2条 略 (設置) 第3条 飲料水供給施設を次表のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>給水区域</th></tr> <tr> <td>盛岡市川目飲料水供給施設</td><td>盛岡市川目第5地割の一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市葛巻飲料水供給施設</td><td>盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市町村飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字町村の一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市大平飲料水供給施設</td><td>盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市岩洞飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字外山の一部</td></tr> <tr> <td>盛岡市大沼飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字日向の一部</td></tr> </table> 第4条から第6条まで 略 (使用料の額) 第7条 盛岡市川目飲料水供給施設の使用料の額は、第1号の基本額に第2号の加算額を加えた額とする。 (1) 基本額 1世帯1月につき 1,200円 (2) 加算額 1世帯1人1月につき 500円 2 盛岡市葛巻飲料水供給施設、盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設、盛岡市岩洞飲料水供給施設及び盛岡市大沼飲料水供給施設 (以下「葛巻飲料水供給施設等」という。)の使用料の額は、前項の額の範囲内で管理の経費の実態を勘案して市長が定める額とする。 3 前項の規定にかかわらず、個別に給水量を計量するメーターが設置されている葛巻飲料水供給施設等に係る同項の規定の適用については、同項中「前項の額」とあるのは、「旧玉山村水道事業給水条例(平成9年玉山村条例第12号)第24条及び別表第1の規定の例による額」とする。 第8条から第27条まで 略 附 則 略	名称	給水区域	盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部	盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部	盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市薮川字町村の一部	盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部	盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市薮川字外山の一部	盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市薮川字日向の一部
名称	給水区域																						
盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部																						
盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部																						
盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市薮川字日向の一部																						
名称	給水区域																						
盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部																						
盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部																						
盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市薮川字町村の一部																						
盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部																						
盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市薮川字外山の一部																						
盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市薮川字日向の一部																						